

平成26年度施政方針

「石巻の明るく輝かしい未来の実現」のために

「施政方針」は、市長が市政運営についての基本的な考え方や重点的に取り組む施策等を市民の皆さんにお示しするものです。

平成26年度は、石巻市震災復興基本計画の「復旧期」から「再生期」にシフトする重要な1年であり、これまでの復旧・復興事業の加速化に加え、住居形態や人口推移の変化等新たな復興ステージへの変化にも対応しながら、ふるさと石巻の発展に向けて全力で取り組むとともに、「未来の復興石巻」の実現に向けて、復興実感の年とすべく四つの柱を軸に復興事業のさらなる加速化を図ります。

☎ 復興政策課(内線4212)

1 市民生活の復興

今なお仮設住宅において不自由な生活を強いられている皆さんの住まいの再建が急務であり、防災集団移転促進事業、新市街地や既成市街地における土地区画整理事業、復興公営住宅建設事業に全力を挙げて取り組むとともに、移転のための各種支援を実施し、被災された皆さんの自立再建促進を図ります。

また、市民が集い活発に交流できるまちづくりのための基盤整備を推進し、さらに医療体制の整備・充実に努めるとともに、未来の石巻を担う子どもたちの育児、教育環境を充実させ、心身ともに健康な子どもを育むための支援を進めていきます。

●主要な施策

① 市民生活の復興に必要な基盤づくり

- 石巻駅周辺整備事業、中心市街地の復興推進 ○川まちづくりの推進
- 市街地再開発事業 ○土地区画整理事業による市街地整備
- 半島部の集落および市街地沿岸部の防災集団移転促進事業
- 復興公営住宅の整備 ○復興公営住宅等移転支援事業
- 渡波中学校移転新築、雄勝地区統合小・中学校移転新築
- 北上小学校移転新築 ○湊小、湊中、渡波小学校の再開
- 学校給食センター建設事業 ○牡鹿公民館の災害復旧

② 市民生活に密着したインフラの復旧

- 雨水排水対策
- 復興街路整備事業(渡波稲井線、釜大街道線、御所入湊線ほか)
- 七窪蛇田線 ○石巻工業港曾波神線の4車線供用開始
- 公共交通の充実(蛇田新駅) ○公共交通の早期復旧(JR要望)

③ 市民が健康に暮らせるための施策

- 石巻市立病院の再建 ○夜間急患センターの再建
- へき地診療所の運営と本格復旧 ○東部地区医療施設整備促進補助制度の創設
- 国民健康保険料の一部負担免除 ○復興公営住宅等における訪問支援事業
- 基幹相談支援センターの設置 ○生活習慣病予防事業
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- 特別支援教育支援員の増員 ○放課後児童クラブの増設等による待機児童の解消
- 博物館機能と文化ホール機能を併せ持った複合施設の整備事業の検討
- 総合型地域スポーツクラブの支援

2 災害に強いまちづくり

東日本大震災を教訓として、市民の生命、身体および財産を災害から守るため、自助・共助・公助の考えに基づき、市民、事業者および市の災害対策の責務と役割を明確にし、災害に強い安全で安心なまちづくりを協働して推進することが必要です。

そのための体制づくりや、防潮堤、避難路、避難施設等の防災基盤を整備するとともに、多面的な情報収集手段の確保に併せ、再生可能エネルギーを活用した低炭素なエコタウン、災害時にも灯りと情報が途切れない、災害に強い循環型環境推進都市の実現に努めていきます。

●主要な施策

① 市民が安心して生活するための防災対策

- 防災基本条例の制定 ○総合運動公園整備(防災拠点公園)
- 災害に強い道路ネットワーク ○湊地区および渡波地区の防災緑地の整備
- 避難ビル・避難タワーの整備 ○防災ラジオ事業
- ハザードマップ作成事業 ○消防署の再建(西分署、牡鹿出張所、東消防署)
- 避難誘導表示板設置事業 ○太陽光発電設備整備事業 ○防災教育の充実

3 産業の再生と雇用の確保

市民が安定した生活を送るためには生業の確保が不可欠であり、ひいては人口の流出を防ぐためにも、産業の再生が急務です。

しかし、東日本大震災による水産業や水産加工業、そして農業をはじめとする産業基盤は深刻な壊滅的被害状況です。

被害を受けた産業基盤の復旧、再生、産業用地の確保に向けて、失った販路の回復やブランド力向上等により安定した経営を行えるよう、支援制度を拡充しながら被災された事業者の支援を図り市民の働く場の確保に努めます。

●主要な施策

① 市民生活の礎となる産業の復興に向けた基盤づくり

- 水産物地方卸売市場の荷さばき所の建設
- 仮称・石巻水産総合振興センター(多機能施設)の整備
- 漁港、海岸保全施設の復旧
- 被災した漁業集落の復旧
- 水産業共同利用施設復旧(漁船、漁具、カキ処理場)
- 地先漁場資源回復事業(アワビ、シジミ)
- 放射能情報共有システムの運用開始
- 農業の復旧・復興支援(所得確保策)
- 間伐事業等の促進
- 6次産業化の推進
- 被災企業の移転に必要な産業用地の整備
- 企業誘致および被災企業支援の拡充
- 造船業の施設整備支援
- 港湾整備の促進
- 生鮮マーケット整備事業(11番街区)
- 観光施設等の復旧と観光の復興
- 雇用の確保および創出

② 中小企業者の再生、復興

- 中小企業復旧支援事業の継続
- 中小企業者二重債務問題の対応
- 市融資あっせん制度災害関連枠および緊急経済対策等保証料補給事業の継続



▲施設園芸団地整備工事

4 絆と協働の共鳴社会づくり

すべての市民が生きがいを持ち、生きる力を実感できるまちづくりには、地域全体で支え合う「共助」を基本とし、地域コミュニティを基盤とした保健・福祉・医療・介護等の多方面の方々がネットワークを作り連携していく地域包括ケアの推進が不可欠です。

そのため、何よりもまず地域コミュニティの再生と創出に向け、町内会や行政区の自主的な活動を支援するとともに、住民自治組織の機能強化、再生、再構築を図ります。

●主要な施策

① 絆と協働の共鳴社会づくり

- 地域コミュニティの再生支援
(地域自治システム、地域づくりコーディネーター、コミュニティ形成支援補助事業)
- 地域包括ケアシステム推進事業
- 多文化共生社会の推進
- 南浜地区および中瀬地区の公園計画の検討

まちの話題



雄勝地区



写真提供:共同通信社

2月下旬
ウーン オーストリア応用美術博物館

被災した「雄勝硯」
オーストリア応用美術博物館で展示

雄勝硯生産販売協同組合では、東日本大震災で被災した伝統工芸品「雄勝硯」2点と硯蓋1点をオーストリアの美術博物館に寄贈しました。硯は、被災当時の泥が付いたままの状態です。

河北地区

2月16日(日)
長面 大杉神社

伝統の祭り
アンバサンで復興祈願

顔にすすを塗って無病息災や大漁豊作等を祈願する「アンバサン」が行われました。アンバ(安波)は各地の漁村で信仰されており、長面地区では300年以上の歴史を持ちます。震災後、地域を離れて暮らしている人たちが祭りのために集まり、古里の再生を願いました。以前は、地域に嫁いできた女性にすすをつける習わしでしたが、今は男女を問わず行っています。

行政情報

東日本大震災で被災された国民健康保険被保険者の皆さんへ

次のいずれかに該当する場合は、病院受診時の窓口負担（一部負担金）が免除されます。

① 災証明書が全壊または大規模半壊の方で、世帯主および国民健康保険の同一世帯員がすべて市民税非課税の方

※ 災証明書が半壊でその住家をやむを得ず解体した方はご相談ください。

② 主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯であった方で、世帯主および国民健康保険の同一世帯員がすべて市民税非課税の方

※ 別途確認書類が必要となりますので、お問い合わせください。
 なお、平成25年3月31日

(日)に石巻市の免除証明書を保持していた方で、今回該当される方には免除証明書を郵送しました。

※ 平成25年4月1日(月)以降に石巻市の国民健康保険に加入した方で、免除要件に該当する場合は申請が必要となります。

○ 手続きに必要なもの
 ・ 被保険者証
 ・ 免除対象者のもの
 ・ 印かん(世帯主の認印可)
 ・ 免除対象となることが確認できる書類(災証明書、非課税証明書等)

※ 代理の方が手続きを行う場合には、身分証明書を必ず持参してください。

○ 免除期間 4月1日(火)～平成27年3月31日(火)
 ※ 免除証明書の有効期限は7月31日(木)までとなり、8月1日(金)以降は所得状況により改めて判定します。

※ 一部負担金の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で免除証明書の提示が必要です。
 保険年金課
 (内線2343・2345・2349)

東日本大震災で被災された介護保険被保険者の皆さんへ

介護保険利用料の費用(利用者負担)が次のいずれかに該当する場合は、4月1日(火)から利用料が免除されます。

① 災証明書が全壊または大規模半壊の方で、市民税非課税世帯の方

② 主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯であった方で、市民税非課税世帯の方

※ 別途確認書類が必要となりますので、お問い合わせください。
 なお、平成25年3月31日(火)までに免除証明書を持っていた方で、右記の条件に該当する場合はすでに新しい免除証明書を郵送しました。
 また、平成25年4月1日

(月)以降にこの条件に該当している場合は申請が必要です。申請の際に必要な書類は次のとおりです。
 ① 災証明書
 ② 平成25年度世帯全員の非課税証明書
 ③ 印かん
 免除期間 4月1日(火)～平成27年3月31日(火)
 なお、8月1日(金)以降は課税状況により見直す場合があります。

組織機構改革を行いました

復興業務の加速化を図るため、復旧・復興事業の進捗に合わせ、4月1日(火)付けで組織機構の見直しを行いました。

【新設または再編した部署】

部名	課(室)名
復興政策部	ICT総合推進室
総務部	情報システム課
復興事業部	集団移転推進課
	用地課 用地管理課
生活環境部	廃棄物対策課
健康部	包括ケア推進室
産業部	商工課
	観光課
	水産物地方卸売市場建設室 農業復興推進室
建設部	石巻駅周辺整備プロジェクト推進室
教育委員会	学校安全推進課
	桜坂高等学校開設準備室 複合文化施設開設準備室

問 行政経営課 (内線5212)

重度障害の方の日常生活用具給付対象が広がります

4月1日(火)から、次のとおり給付種目を拡充します。

- ・ 火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計、福祉電話(貸与)、ファックス(貸与)

被災代替車両に係る軽自動車税の非課税対象期間が延長になります

被災した車の代替車両を、平成25年度に取得した方および平成26年度、27年度に取得する方は、それぞれその翌年度の軽自動車税が非課税になります。

なお、平成23年度、24年度に代替車両を取得した方は、平成26年度からは通常どおり課税されます。

代替車両の非課税措置については、申請が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

申・問 市民税課
 (内線3101)
 各総合支所市民生活課
 各支所

在宅障害者等社会参加促進助成券(タクシーと自動車燃料費共通助成券)

心身に重度の障害のある在宅の障害者が通院や社会活動に参加するために、タクシーや自家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や自動車燃料費の一部を助成しています。

対象 身体障害者手帳1・2級および3級(肢体不自由者、呼吸器機能障害者又は在宅酸素療法者のみ)、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持し、平成25年度の市民税が本人非課税の方

申請手続き
 ・ 平成25年度に交付を受けた方で、平成26年度も対象となる方には、助成券を送付しますのでご利用ください。
 ・ 平成25年度に交付を受けていない方で、平成26年度に対象となる方には申請書を送付しますので、障害福祉課または各総合支所保健福祉課で申請手

問 障害福祉課
 (内線2475)
 各総合支所保健福祉課

重症心身障害児・者のための短期入所利用支援事業が始まります

4月1日(火)から、在宅の重症心身障害児・者に対し、市外の指定短期入所事業所を利用した際の自動車の燃料費、同行ヘルパーの経費を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

申・問 障害福祉課
 (内線2477・2478・2479)
 各総合支所保健福祉課

「石巻市斎場」に指定管理者制度が導入されます

これまで市で予約・受付をしていた石巻市斎場(石巻斎場、雄勝斎場、牡鹿斎場)の管理運営を4月1日(火)から「石巻市斎場管理グループ」が行うこととなりました。

これに伴い、斎場使用に関する予約受付・問い合わせ先、許可申請に変更があります。

予約受付・問い合わせ先
 受付場所 石巻市石巻斎場
 受付時間 24時間
 ☎ 9614850
 斎場利用許可申請
 埋火葬許可証と利用料金を持参の上、利用する斎場で利用許可申請を行ってください。生活保護を受けている方は利用料金の減免がありますので、各斎場窓口で生活保護受給者証を提示してください。

問 環境課
 (内線3365)

まちの話題

桃生地区



ダンベル体操で健康づくり

2月23日(日)
 仮設大森第4団地集会所

桃生ピーチダンベルクラブのメンバー約20人が仮設住宅集会所を訪れ、手軽に体を動かせるダンベル体操の魅力を紹介しました。演歌や童謡に合わせてダンベル体操を披露したほか、伝統芸能のはねこ踊りの演舞や手遊びで来場者を楽しませました。メンバーと一緒に手足を動かす人もいて、心地よい汗を流していました。

河南地区

3月7日(金)
 須江小学校



迫力の獅子舞を伝承

須江小学校の「須江獅子舞」の伝承式では、卒業を前にした6年生が5年生に太鼓のばちや笛、はっぴ等を引き継ぎました。会場となった体育館には、須江獅子舞保存会の会員と全校児童が出席し、6年生による最後の舞を見守りました。受け継いだ5年生たちは「より迫力ある演技ができるよう皆で力を合わせてがんばります」と意欲を語っていました。

行政情報

固定資産税・都市計画税のお知らせ

課税台帳の閲覧および縦覧帳簿による縦覧

市内に資産(土地・家屋・償却資産)を所有する本人や同居の家族は、4月1日(火)から課税標準額等を閲覧することが出来ます。また、本人所有以外の市内に所在する土地や家屋の評価額は、4月1日(火)から6月2日(月)までの縦覧期間内に縦覧することができ、自分の資産と比較することで、評価の適正さが確認できます。

路線価の公開

宅地の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置を4月1日(火)から窓口で閲覧できます。また、資産評価システム研究センターのホームページで閲覧することもできます。

閲覧・縦覧場所 資産税課

各総合支所 市民生活課
各支所

※路線価については、総合支所は各管内分、各支所は本庁分を備え付けています。

手数料

課税台帳の閲覧

1件につき300円

※縦覧期間内に平成26年度の課税台帳を閲覧する場合は無料

縦覧帳簿による縦覧

無料

※閲覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。代理の場合は委任状が必要です。(同居の家族の場合)

合は不要です。また、法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です。

証明書の交付時期

平成26年度分の評価証明書は4月1日(火)から、公課証明書は5月上旬から交付します。(本庁の交付は市民税課で行います)

資産税課

(内線3115・3119・3124)

国民健康保険税の納税通知書をお届けします

国民健康保険に加入している方には、4月中旬に仮算定の平成26年度納税通知書(第一期・第二期の暫定賦課)を郵送します。

仮算定額については、平成25年度の保険税額の10分の1の金額を1期分としています。

また、平成26年度の保険税額が1万円未満の方および平成25年3月1日(金)以後に加入の届出をされた方には、4月に納税通知書の発送はありません。

国民健康保険加入の皆さんへ簡易申告はお済みですか?

国民健康保険に加入している世帯は、所得金額の有無にかかわらず、申告が必要です。

世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険税が軽減される制度があります。次のような方は必ず簡易申告をしてください。

①平成25年中に収入のなかった方(平成25年中の収入が雇用保険等の非課税所得のみの方も含む)

②平成25年中に障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金等の受給者は、申告は不要)

③平成25年中に扶養・住居、退職金・預貯金で生活していた方等

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

申・問 保険年金課

(内線2337・2342) 各総合支所 市民生活課 各支所

65歳以上の介護保険料(仮算定)の納入通知書をお届けします

平成26年度の介護保険料は、市民税の課税非課税区分および合計所得金額に基づき保険料額が決定されます。しかし、年度当初は前年中の所得状況を把握できないため、仮算定額を納付していただくこととなります。

納入通知書をお届けします。

問 介護保険課

(内線2443・2445) 各総合支所 保健福祉課

平成26年度介護用品支給申請について

高齢者を在宅で介護している家族の経済的負担を軽減するため、「介護用品支給券」を交付しています。支給対象となる方は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

・市内在住の方で65歳以上の高齢者を同居で介護している方

・対象となる方が、在宅で生活している方

・対象となる高齢者が、介護認定を受け、介護用品が必要と認められる方

・同一世帯の全員が市民税非課税の方

※平成25年度介護用品支給券の交付を受けている方は、更新申請が必要となりますのでご注意ください。

問 介護保険課

(内線2444) 各総合支所 保健福祉課

後期高齢者医療保険料の保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の保険料率は、各都道府県の広域連合で2年ごとに設定されます。宮城県の平成26年度の保険料率は、次のとおりです。

均等割額 42,960円
所得割率 8.56%

※所得割額は、基礎控除後の総所得金額に所得割率を乗じて計算します。

減されます。

※保険料額が57万円を超える場合は、57万円となります。

※なお、個々の保険料額につきましては、7月以降にお知らせします。

問 宮城県後期高齢者医療広域連合

022-266-11021
市保険年金課
(内線2338・2342)

消費税引き上げに伴い下水道等使用料が変わります

消費税法の改正により4月1日(火)以降に使用する下水道等使用料にかかる消費税が8%に変更となります。

4月1日(火)より前から継続使用されている方は、6月請求分から増税の適用となります。また、3月下旬から上下水道の使用を開始した方で、初めての水道企業団の検針日が5月の場合は、7月請求分から増税の適用となる場合があります。

消費税率の引き上げ以外の料金の値上げはありません。

問 下水道管理課

(内線5694・5696) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)

電源地域の振興を図ることを目的に、企業に対する優遇制度があります。

平成25年4月1日(月)以降、市内に工場、事業所等をお新設または増設し、電力会社との新規契約・変更契約等を行った場合、支払った電気料金が対象となります。

※石巻・河北・雄勝・牡鹿地区のみ対象となります。

増加していること

・新設または増設に伴い、雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加すること等

募集時期 4月上旬・中旬
※平成25年10月1日(火)から平成26年3月31日(月)までの電気料金の支払い分が対象となります。

申・問

(財)電源地域振興センター
03-6372-7307
市産業推進課
(内線3543)

春の地域安全運動

観桜期間を中心とした行楽期に多発が予想されるひったくり等の各種事件・事故を未然に防止するため、4月15日(火)から5月14日(水)まで、警察や防犯協会ほか各団体で春の地域安全運動を実施し、パトロールを強化します。

問 石巻市防犯協会連合会 事務局(地域協働課内)

(内線4237) 春の交通安全運動が始まります

4月6日(日)から15日(火)までの10日間、春の交通安全運動が展開されます。

○運動の基本 「子どもと高齢者の交通安全事故防止」

○重点項目 ①自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

②すべての座席のシートベルトとチャイルドシート
の正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶
問 危機対策課
(内線4164) 各総合支所 地域振興課

まちの話

牡鹿地区



3月上旬
おしか御番所公園

「新しい展望棟が完成」

震災で全壊し利用できなくなっていた公園内の展望棟が新しく建てられ、4月1日(火)から利用が再開されます。おしか御番所公園は牡鹿半島の先端に位置しており、この展望棟からは、半島の山々や金華山・網地島・田代島等の島々が一望できます。大パノラマの絶景に、夏に向けて多くの人たちの来園が期待されます。

北上地区



2月 十三浜地区

名産のわかめを刈り取り

十三浜地区では、今年もわかめの刈り取りが行われました。今年は大しけの影響で養殖施設にも被害を受けましたが、残ったわかめの出来栄は良く肉厚なものとなりました。28日(金)には北上小学校の4年生が刈り取り体験を行い、昨年11月に自分たちで種付けしたわかめを、地元の漁業者と一緒に引き上げました。